

焼肉のたれの容器の位置商標の 自他商品識別力が争われた事案

知財高判令和2年12月15日(令和2年(行ケ)第10076号)

知的財産法研究会 レクシア特許法律事務所 弁護士・弁理士 山田 威一郎

第1 はじめに

本判決は、平成26年商標法改正で新たに登録が認められるようになった「位置商標」(図形等を商品等に付す位置が特定される商標)に関する自他商品・役務識別力(以下、単に「識別力」という。)の有無が争われた知財高裁判決である。

本事件では、原告(出願人)であるエバラ食品工業株式会社が製造、販売している「エバラ焼肉のたれ 黄金の味」の容器のダイヤカットの立体的形状に関する位置商標の識別力の有無が争われたが、知財高裁は、本願商標は商標法3条1項3号に該当するとし、商標法3条2項(使用による識別力)の適用も否定する判断を示している。

本判決は、位置商標の識別力の有無の認定を詳細に論じているほか、原告が提出したアンケート調査に関する評価も行っており、使用による識別力の立証方法を考える上でも参考になる事例である。

第2 事案の概要

原告は、平成27年5月20日付けで、「エバラ焼肉のたれ 黄金の味」に使用されている容器のダイヤカットの立体的形状に係る以下の位置商標を第30類「調味料」を指定して出願したが(商願2015-47397)、本願商標は商標法3条1項3号に該当するとして拒絶査定を受けた。